

2024年1月23日からの大雪等により
被災されたお客さまに対する電気料金およびガス料金の特別措置

2024年1月29日
関西電力株式会社

このたびの大雪等により被災されたお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。
当社は、2024年1月23日からの大雪等により災害救助法が適用された地域
および隣接する地域において、被災されたお客さま等からのお申し出を受けた場合
に、下記の特別措置を講ずることとしました。
当社は、1月25日、「電気特定小売供給約款以外の供給条件」にかかる特別措
置を経済産業大臣に認可申請し、1月29日、認可を受けました。

記

1. 対象地域

災害救助法適用地域：（岐阜県）不破郡関ヶ原町
隣接する地域：（滋賀県）米原市

2. 主な特別措置の内容

(1) 電気料金およびガス料金の支払期日*の1ヶ月延長

2023年12月分、2024年1月分、2月分および3月分の電気
料金およびガス料金の支払期日を1ヶ月間延長します。ただし、支払
期日の延長は、支払期日が2024年1月24日（救助法適用日）以降と
なるものに限ります。

※検針日の翌日から30日目

(2) 不使用月の電気料金およびガス料金の免除

被災日から電気およびガスを使用されない場合は、そのお客さまの被災日
が属する月分の次の月分の電気料金およびガス料金から6ヶ月間に限り、
料金を免除します。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2024年
7月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

(4) 工事費負担金等相当額の免除

関西電力送配電株式会社が当該災害に対して実施する、託送料金等の特別
措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に
該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

3. 対象となる料金と範囲

電気料金については、特別措置の(1)～(4)を、ガス料金については、
特別措置の(1)および(2)を適用させていただきます。

4. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コンタクトセンター
(0800-777-8810)までお問い合わせください。

以上